官

67

〇経済産業省令第九十八号

和三十五年政令第二百六十号)第二条、第八条第二項及び第九条第二項第一号の規定に基づき、並び に同法及び同令を実施するため、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第四条の二第七項並びに電気工事士法施行令

令和四年十二月十四日

経済産業大臣

西村

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

る規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げ 電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六条 免状の交付を受けようとする者は、 あることを証明する書類及び写真を添え は法第四条第三項各号の一に、 様式第二による申請書に、第一種電気工事 つては同条第四項各号の一に該当する者で 工事士免状の交付を受けようとする者にあ 士免状の交付を受けようとする者にあつて (免状の交付の申請) 次の区分による都道府県知事に提出し 第二種電気 後

略

(免状の再交付の申請)

第八条 令第四条第一項の免状の再交付を申 書に写真を添えて提出しなければならな 請しようとする者は、様式第四による申請

(認定証の交付の申請)

第九条の二 法第四条の二第一項の特種電気 付を受けようとする者にあつては同条第三 申請書に、特種電気工事資格者認定証の交 認定証(以下「認定証」という。)の交付を 受けようとする者は、 工事資格者認定証又は認定電気工事従事者 様式第五の二による

なければならない

(免状の交付の申請)

改

正

前

第六条 免状の交付を受けようとする者は、 様式第二による申請書に、第一種電気工事 えて、次の区分による都道府県知事に提出 あることを証明する書類及び写真 つては同条第四項各号の一に該当する者で は法第四条第三項各号の一に、第二種電気 士免状の交付を受けようとする者にあつて しなければならない。 工事士免状の交付を受けようとする者にあ 二枚を添

略

略

(免状の再交付の申請)

第八条 令第四条第一項の免状の再交付を申 書に写真二枚を添えて提出しなければなら 請しようとする者は、様式第四による申請

(認定証の交付の申請

第九条の二 法第四条の二第一項の特種電気 付を受けようとする者にあつては同条第三 申請書に、特種電気工事資格者認定証の交 受けようとする者は、 工事資格者認定証又は認定電気工事従事者 。 以 下 「認定証」という。) の交付を 様式第五の二による

督部長に提出しなければならない。 野真を添えて、当該認定証の交付を受けよ ラとする者の住所地を管轄する産業保安監 うとする者の住所地を管轄する産業保安監 がようとする者の住所地を管轄する産業保安監 がまる。

略

(認定証の再交付)

第九条の四 特種電気工事資格者及び認定電は失つたときは、当該認定証を汚し、損じ、又は失つたときは、当該認定証を交付した産業保安監督部長にその再交付を申請することができる。この場合において、当該特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、様式第五の三による申請書に写真を添えて、当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

2 3 [略]

官

(学科試験の科目の範囲)

第十条 令第八条第二項の経済産業省令で定 める第一種電気工事士試験の学科試験の科

Ē

中欄に掲げるとおりとする。 や第八条第二項の経済産業省令で定める (実習の項を除く。)の 中欄に掲げるとおりとする。

(学科試験を免除する学校の課程)

第十一条 [略]

備考 表中の [] は注記である。

安監督部長に提出しなければならない。 安監督部長に提出しなければならない。 安監督部長に提出しなければならない。 安監督部長に提出しなければならない。

略

2

(認定証の再交付)

第九条の四 特種電気工事資格者及び認定電 気工事従事者は、認定証を汚し、損じ、又 は失つたときは、当該認定証を交付した産 業保安監督部長にその再交付を申請するこ とができる。この場合において、当該特種 電気工事資格者及び認定電気工事従事者 は、様式第五の三による申請書に写真二枚 を添えて、当該産業保安監督部長に提出し なければならない。

2 .

(筆記試験の科目の範囲

第十条 令第八条第二項の経済産業省令で定

略

中欄に掲げるとおりとする。 中欄に掲げるとおりとする。

第十一条 [略]

(筆記試験を免除する学校の課程)

様式第二、様式第四、様式第五の二及び様式第五の三中「2枚」を削る。様式第三中「蕪以第3の2」を「蕪以第3の2(第7※題家)」に改める。様式第五の五中「蕪以第5の6」を「蕪以第5の6(第9※の7題家)」に改める。様式第五の六中「蕪以第5の6」を「蕪以第5の6(第9※の7題家)」に改める。様式第五の六中「蕪以第5の6」を「蕪以第5の6(第9※の7題家)」に改める。

この省令は、令和五年四月一日から施行する。